

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月30日
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横澤 淳平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 河崎 武士
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 河崎 武士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社は、2026年4月30日開催の取締役会において、日本航空株式会社（以下「JAL」といいます。）との間で、同日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結することについて決議しました。本資本業務提携契約には、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3に規定する合意が含まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) 当該契約を締結した年月日  
2026年4月30日

(2) 当該契約の相手方の名称及び住所  
名称 日本航空株式会社  
住所 東京都品川区東品川二丁目4番11号

(3) 当該合意の内容

### 取締役候補者の推薦

本資本業務提携契約の目的及び精神を踏まえて、本契約においては、JAL及びその子会社が保有する当社の株式に係る議決権保有割合が15%以上である場合、JALが当社の取締役1名（以下「本取締役候補者」という。）を推薦する場合があります。当社は本取締役候補者を自身の社外取締役でない非業務執行取締役として選任する議題及び議案を株主総会に上程し、かかる議案が承認されるよう商業上合理的な範囲で最大限協力を行うものとされています。そして、JALは、本取締役候補者の推薦にあたり、当社の取締役として適切な資質を有すると判断する者を推薦するよう努めるものとされています。

また、当社は、JALとの間の合意に基づき、当社の2026年3月期の定時株主総会において、本取締役候補者を当社の社外取締役でない非業務執行取締役に選任する旨の議題及び議案を上程する予定です。

### 株式の追加取得に係る合意

JAL及びその子会社が、当社以外の第三者から当社の株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式をいいます。）を取得する場合（但し、当該取得によりJAL及びその子会社の持株割合が、JALによるauフィナンシャルホールディングス株式会社からの当社普通株式の取得（以下「本譲渡」といいます。）の完了時における持株割合を上回ることとなる場合に限り、）には、JALは当社の事前の承諾を得る旨を合意しています。

(4) 当該合意の目的

### 取締役候補者の推薦

当該合意は、本資本業務提携に基づき中長期的な戦略レベルでの協業を実現することを目的としています。本譲渡及びJALから取締役の派遣が行われることにより、JALは、保険業法における当社の保険主要株主となり、本資本業務提携における緊密な連携を確保することができると考えています。保険主要株主は、保険業法上、「保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なう恐れがないこと」が求められるとともに、「保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること」と規定されていることから、当社は、今後の一層の成長を目指すに当たって、ともに歩むことができる重要なパートナーを得ることができると考えています。

また、本取締役候補者については、本資本業務提携の推進に向けた当事者間の緊密な連携を担う役割を期待する一方、独立した客観的な立場から当社の経営を監督する独立社外取締役とは期待される役割が異なることを踏まえ、社外取締役ではない非業務執行取締役として受け入れることとしています。これにより、取締役会における独立社外取締役の機能・役割を維持し、当社の経営の独立性と客観的な監督機能を確保することを目的としています。

### 株式の追加取得に係る合意

JALグループによる当社株式の追加取得に伴う持株比率の変動を適切に管理することを目的としています。

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、本資本業務提携契約の締結にあたり、「(3) 当該合意の内容」に記載の 及び の合意（以下、総称して「本合意」といいます。）の相当性について検討を行いました。

取締役候補者の推薦（ ）については、本資本業務提携を通じた当社の企業価値向上を実現するためにはJALとの強固な協働体制の構築が有用であると判断した一方で、本取締役候補者を社外取締役ではない非業務執行取締役として受け入れることにより、当社の取締役会において独立社外取締役が過半数を占める構成を維持し、経営の独立性及び一般株主の利益保護に資する実効性の高い監督機能が引き続き担保されることを慎重に検討し、その内容は相当であると判断しました。

また、株式の追加取得に係る合意（ ）については、本資本業務提携の趣旨に鑑み、両社間の資本関係を適切な範囲に維持することで当社の経営の自主性・独立性を確保し、他の一般株主の利益を保護する観点から検討を行い、その内容は相当であると判断しました。

これらの検討の結果、当社は、本合意を含む本資本業務提携契約の締結が当社の企業価値の向上に資するものと判断し、2026年4月30日開催の取締役会において本資本業務提携契約の締結を決議しました。

(6) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

取締役候補者の推薦（ ）に係る合意の内容について、上記の取締役選任議案の上程に当たっては、当社の指名・報酬委員会にて十分な検討を行う方針であり、当該合意内容についても当社の経営の自主性・独立性が確保されるよう配慮した内容となっており、当社のガバナンスへの影響は軽微と当社取締役会において判断しています。JALとは新たな戦略的パートナーとして強固な協業関係を構築・推進する方針であり、中長期的には当社の事業拡大及び企業価値の向上に大きく資するものと考えています。

以上